



ぎょうだ Action Plan

～あの時、私たちは何ができたか、何をすればよかったのか～

行田市教育委員会

はじめに

平成22年12月14日、市立中学校2年生の生徒が教室で倒れ心肺停止となり、一命は取り留めたものの、低酸素脳症による極めて重い後遺障害により、5年10か月、意識が戻らない状態が続き、平成28年9月14日に他界されました。

この事故から2年後の平成24年12月に「行田市立中学校生徒事故に係る調査検討委員会」が設置され、委員それぞれの専門的な立場から議論が行われた結果、平成25年3月26日に「検討委員会報告書」がまとめられました。

この報告書では事故発生時から当時に至るまでの、学校及び教育委員会による対応の事実が詳細にまとめられるとともに、提言として再発防止策を含む総合的な対応策の構築が求められました。

そこで、この度、「ぎょうだ Action Plan」を作成し、教職員一人一人の周知の下、事故の再発防止の徹底を図ることとしました。

つきましては、各学校におきまして、すべての教職員がこの事故防止マニュアルを理解し、緊急時に迅速な行動がとれますようお願いいたします。

平成30年4月 行田市教育委員会

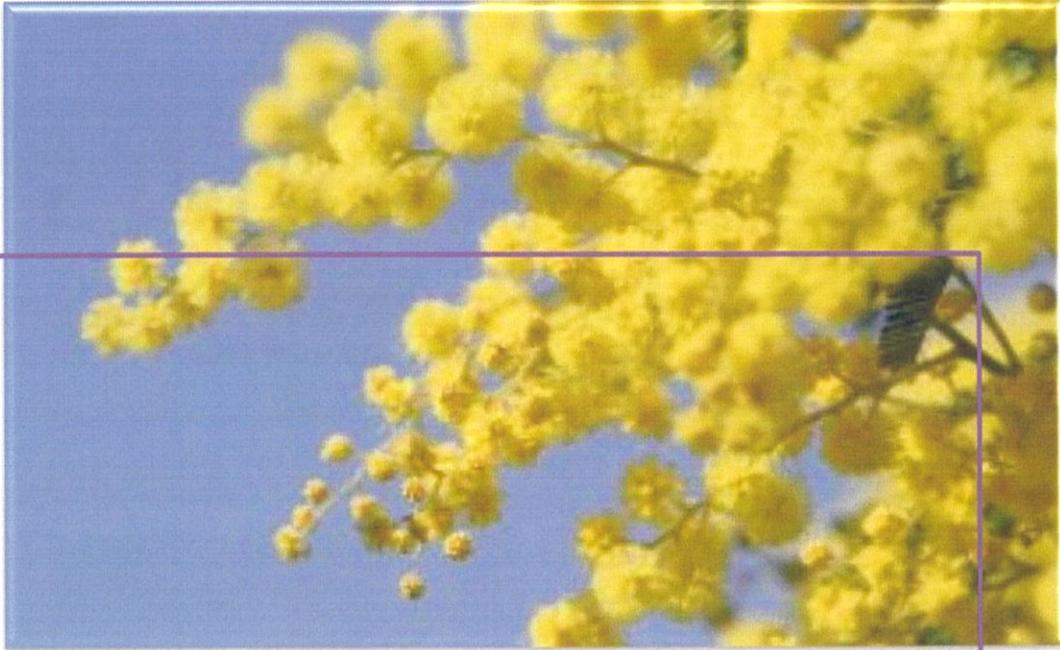


行田市教育委員会が目指すもの

この事故から学んだ「大切なこと」、それは起きてしまった事故の事実だけではなく、大切な子どもたちをお預かりしている教育委員会と学校、教育に携わる全ての人々が「事故に備え」、「事故が起きた時のために学び」、「自ら動き」、「傷ついた人を想う」ことです。

そして、大人が真剣に取り組んでいる姿を見て、子どもたち自らも同じように「まなぶ」ことで、自分たちにも誰かの命を救うことができるかもしれないという「うごく」自信につながります。

誰もが誰かの命と心を大切にできるように・・・学校が安全で安心な場所であるように・・・それが行田市教育委員会の願いです。



- そなえる -

情報を管理・共有する

《1》配慮を要する児童生徒の洗い出し

保健調査票から

- ・全児童生徒について、年度当初に保護者に記入してもらう「保健調査票」の内容を精査し、配慮を要する児童生徒を把握する。

申し送りから

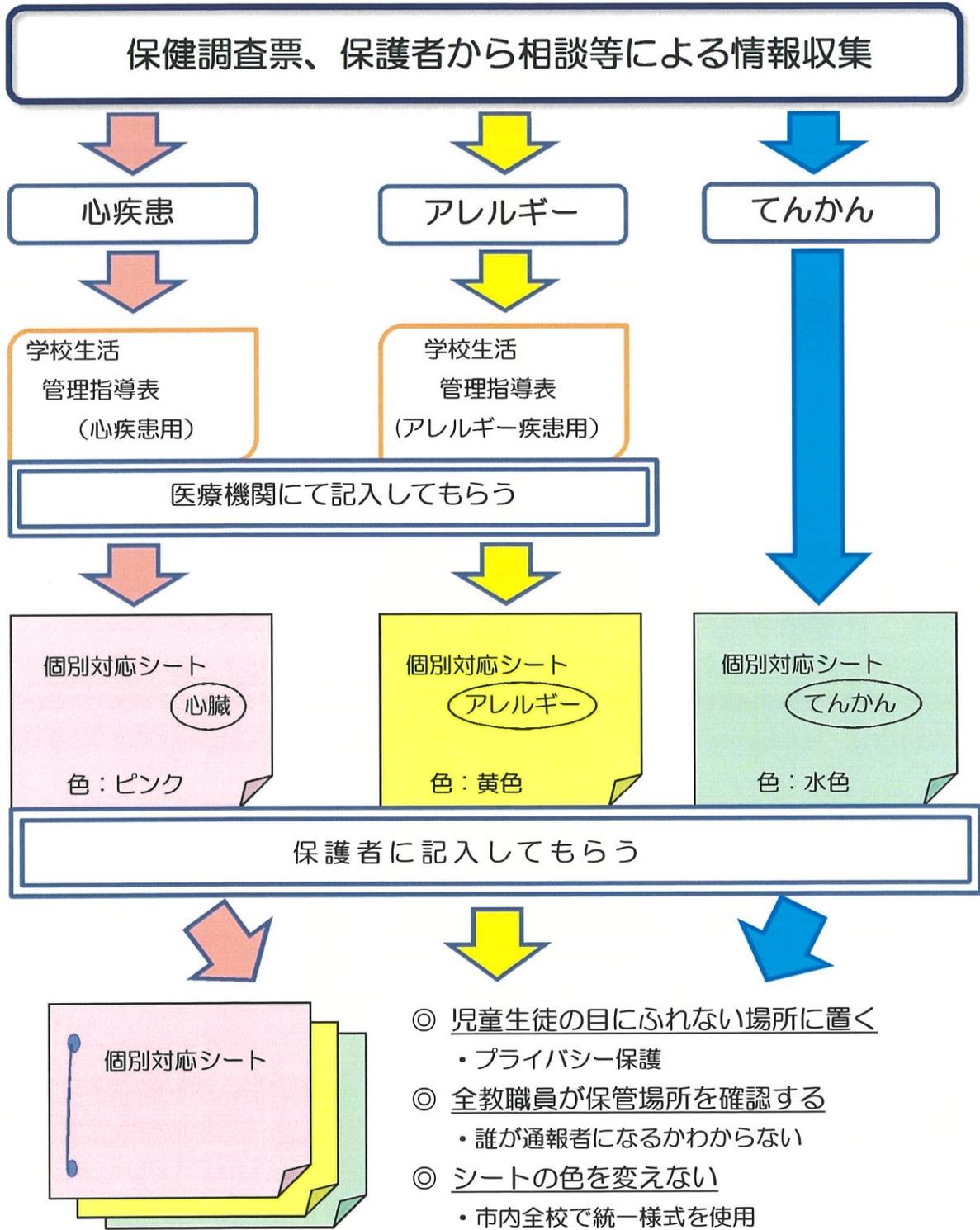
- ・養護教諭を中心に、申し送りされた事項を確認する。
 - ・小学校1年 ⇒ 入学前に在籍していた幼稚園、保育所等
 - ・中学校1年 ⇒ 小学校
 - ・転入 ⇒ 前在籍校

保護者の申し出から

- ・疾病や障がいを抱えている児童生徒は、保護者から直接申し出や相談があることが多いため、保健調査票及び申し送りの情報とあわせ、面談等による内容確認を行う。

《2》配慮を要する児童生徒の情報管理

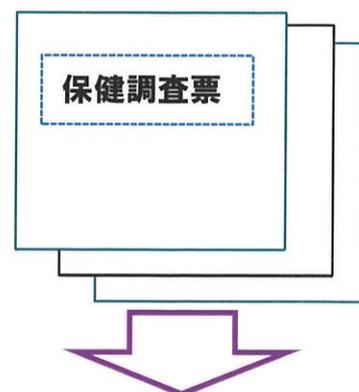
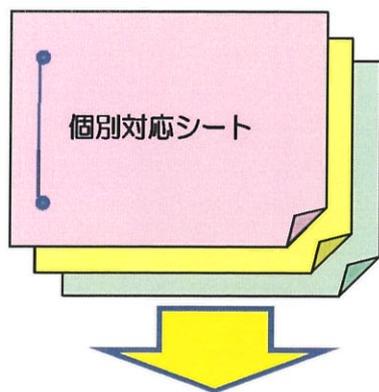
疾病の種類に応じた個別対応について



※保健調査票と別に編さんし、学校長が指定した場所に保管する



配慮を要する児童生徒？《複数で確認！！》



救急要請[119番]時に、記入内容を救急隊に伝える

到着した救急隊と再度確認する

- ※ 「保健調査票」及び「個別対応シート」に記載されている情報は、必ず救急隊員（救急救命士）に提供してください。
- ※ マニュアルや図式にこだわって、救急要請が遅れることがないように留意してください。

《3》共通認識から共通行動へ

情報は繰り返し共有する

- ・年度当初のみならず、各行事前の職員会議等を活用して、全職員に繰り返し情報提供を行い、共有する。
- ・職員は個別対応シートの場合・内容を適宜確認する。
- ・保護者との面談等を活用し、現在の状態等を確認する。変更がなくても「変更がない」ことを情報共有する。

情報を基に訓練する

- ・校内で救命講習を行う際に、配慮を要する児童生徒における最悪の事態を想定してのシミュレーションを取り入れる。
- ・訓練を行う際は、応急手当普及員を中心に、消防署救急救命士等の指導を受け、より実践的な行動につながるようにする。

普段の『印象』に左右されない

- ・内部障がいや疾病を抱えている場合は、外見にその障がいや疾病が現れない、または現れにくいことを認識する。
- ・普段の生活ぶりや見た目の印象よりも、保健調査票や個別管理シートを優先する。

《4》誰からでも分かる「備え」を

緊急用機材はどこにあるか

- ・「**AED設置場所**」の掲示
 - ・校内の目立つ場所(複数)に「**AED設置場所**」の案内を掲示する。
- ・AEDの携行
 - ・水泳やマラソン等体育的行事には、必ずAEDを携行し、教職員全員で設置場所を確認する。
- ・緊急用機材パッケージ化物品設置場所の掲示
 - ・AEDとともに緊急用機材パッケージ化(資料1)により整備した物品を保管する。(またはAED近くにパッケージ化機材の設置場所を掲示する。)

救急要請に必要な情報は何か

- ・「**119番**」の掲示
 - ・職員室や保健室等、救急要請を行うことが多い場所へは、目立つ場所に、救急要請に必要な情報(**119番**)等を掲示する。
- ・「何を話すのか」の用意
 - ・①口頭指導に対する記録用紙(※2)
 - ・②個別対応シート(配慮を要する児童生徒の場合)
 - ・③保健調査票の保管場所を常に意識する

《119番通報！》口頭指導に対する記録用紙

※携帯電話を持って 傷病者のそばから！

① 所在地 「救急車をお願いします。」

こちらは行田市 ○○、○○ 学校の教諭 ○○ です。」

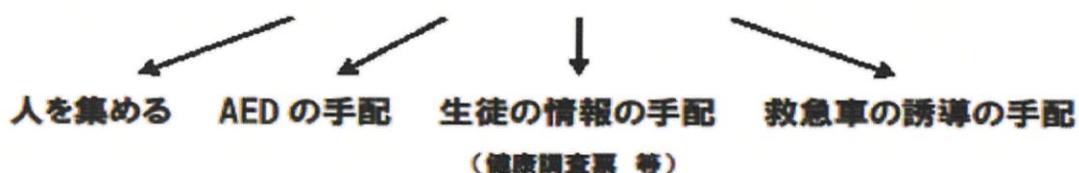
② 状況 ○年生(もしくは○○才)の男(もしくは女)の子が

○○を~~して~~いて、現在○○です。

意識は？ あります(もしくは ありません、分かりません)。

(普段どおりの)呼吸は？ あります(もしくは ありません、分かりません)。

けいれんはあるか？ あります(もしくは ありません、分かりません)。



救急指令からの指示事項メモ

きょうこつあっぱく

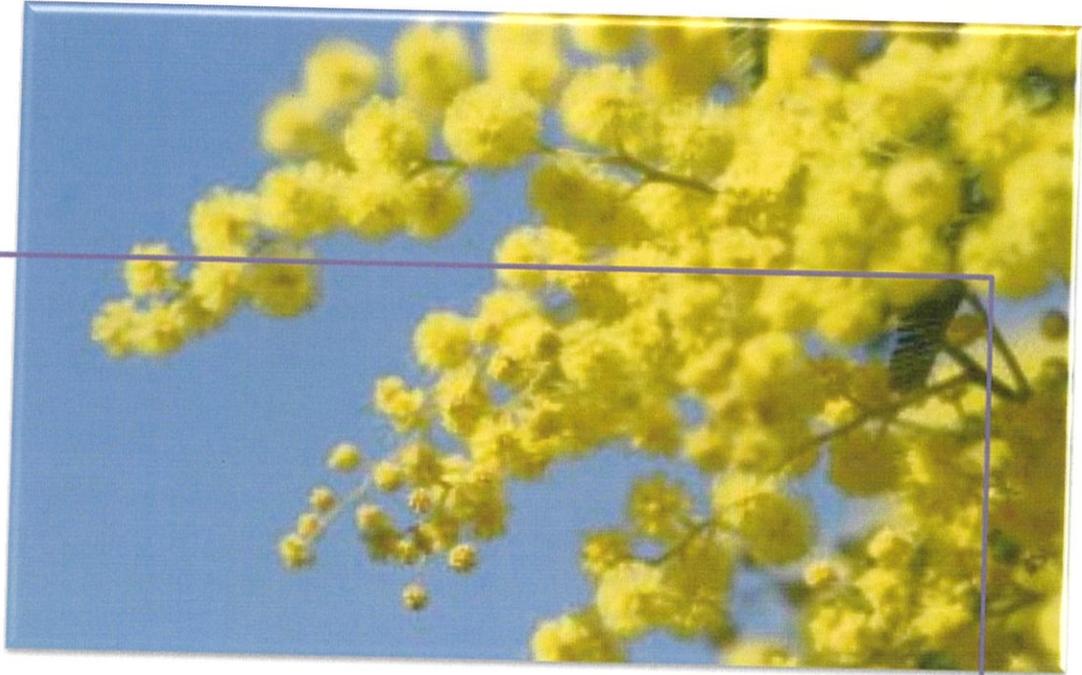
胸骨圧迫をする

安全な場所に動かす

《管理職用》指揮命令内容シート

____年 ____月 ____日

- 傷病者の状況を的確に把握しているか。
- 心肺蘇生法を含む応急手当を継続して行っているか。
- 応援の要請をしたか。
- 救急車の要請をしたか。
- 救急指令センター員による口頭指導を伝達したか。
- AEDなどの重大事故発生時携行機材を手配したか。
- AEDの電源を入れ、パッドを装着したか。
- 保護者に事故概要などを伝えたか。
- 周囲にいる児童生徒を現場から離れた場所に移動させたか。
- 救急車の進入路を確保しているか。誘導の準備はできているか。
- 事故対応について、時系列に記録をしているか。



- まなぶ -

学ぶ方法はたくさんある！

大人が学ぶ

《1》教職員普通救命講習への参加

全ての教職員が3年に1回の受講を！

行田市教育委員会では、行田消防署と共催で「教職員普通救命講習会」を開催しています。

- 実施時期 7月下旬
- 場 所 行田市消防署
- 講 師 行田市消防署救急救命士
- 受講対象者
 - ・市内小中学校教職員（非常勤、臨時職員含む）
 - ・初任者研修対象教員 →初任者研修の一環として受講
 - ・市費負担教職員（浮き城先生）
 - ・特別支援学級きらきらサポーター
 - ・ALT
- 実施内容 普通救命講習 3時間受講
 - ・AEDの使用方法を含む心肺蘇生法
 - ・気道異物除去法
 - ・止血法 など
- そ の 他 研修終了後に普通救命講習修了証を交付
修了後は2年から3年間隔で再講習を受講する

《2》 応急手当普及員の養成

全ての学校に複数の応急手当普及員を配置

行田市教育委員会では、行田市消防署と共催で「応急手当普及員講習会」を開催し、全校に応急手当普及員の複数配置を行います。

- 実施時期 8月
- 場 所 行田市消防署
- 講 師 行田市消防署救急救命士 他
- 受講対象者
 - ・市内小中学校教職員
 - 養護教諭、保健体育主任、保健体育科教員を中心に、校内で調整する。
- 実施内容 1日8時間×3日間＝合計24時間受講
 - ・応急処置技能の講習
(AED使用方法を含む心肺蘇生法、異物除去法、止血法等)
 - ・筆記、実技試験 など
- そ の 他
 - ・筆記・実技試験の合格後、応急手当普及員認定証の交付
 - ・認定証の有効期間は3年間であり、有効期間満了前に3時間の再講習を受講することで認定更新される。
 - ・応急手当普及員は、技術研鑽等を目的として、消防署と教育委員会が共催する各種救命講習のサポート参加を行うことができる。
 - ・応急手当普及員は、普通救命講習(3時間)、救命入門コース(90分)、その他の講習を定期に開催することができる。→消防署のサポートを受けられる。

《3》校内における応急手当講習の開催

より実践的な講習・訓練を！

応急手当普及員を中心に、配慮を要する児童生徒における緊急事態を想定したシミュレーションを取り入れるなど、より実践的な行動につながるようにします。

- 実施時期 随時
- 場 所 各学校
- 講 師 応急手当普及員
※必要に応じて消防署員の派遣を申請できる。
※他校の応急手当普及員とも相互に協力する。
- 受講対象者 校内全教職員
PTA
- 実施内容 各学校の実情に応じた講習とする
例：プール、体育祭、持久走大会等の事前研修
配慮を要する児童生徒の緊急事態を想定した研修
- そ の 他 ①講習用機材と各種消耗品は学校教育課にて貸出する。
 - ・心肺蘇生訓練用人形（半身）、AEDトレーナー
 - ・あっぱくんライト（心肺蘇生トレーニングキット）
 - ・気道確保モデル
 - ・講習用パワーポイントデータ（ラミネート加工）
 - ・人工呼吸用ガーゼ、清浄綿 等②消防署員派遣申請書及び備品借用申請書等は、実施日の1か月前までに学校教育課に提出する。

子どもが学ぶ

『自分たちにも助けられる！』自信を育てるために

「AED は知っているけれど使い方が分からない」、「怖くて逃げてしまうかもしれない」と思っている子どもたちはたくさんいます。

でも、正しい知識を得て、緊急事態において自分から動き出す子どもたちほど心強いものはありません。

《1》 全校集会、学校保健委員会への応急手当講習の取り入れ

- 実施時期 随時
- 場 所 各学校
- 講 師 応急手当普及員
※必要に応じて消防署員の派遣を申請できる。
- 受講対象者 児童生徒
PTA 等

《2》 中学校2年生：救命入門コース（90分）

※救命救急士のサポート有

《3》 小学校：学校の実情に応じて応急手当普及員が実施

※救命救急士のサポート有

《2》 中学2年生の保健体育授業での実践

『授業だけ』で終わらせない

中学2年生の保健体育における心肺蘇生法の授業を行うに当たり、担当教員は応急手当普及員資格を持つ教職員と協力して、より専門的な授業を展開することが可能となりました。

教科としての「授業」のみで終わらせることなく、子どもたちが理解し、自信を持った実践につながっていくよう指導します。

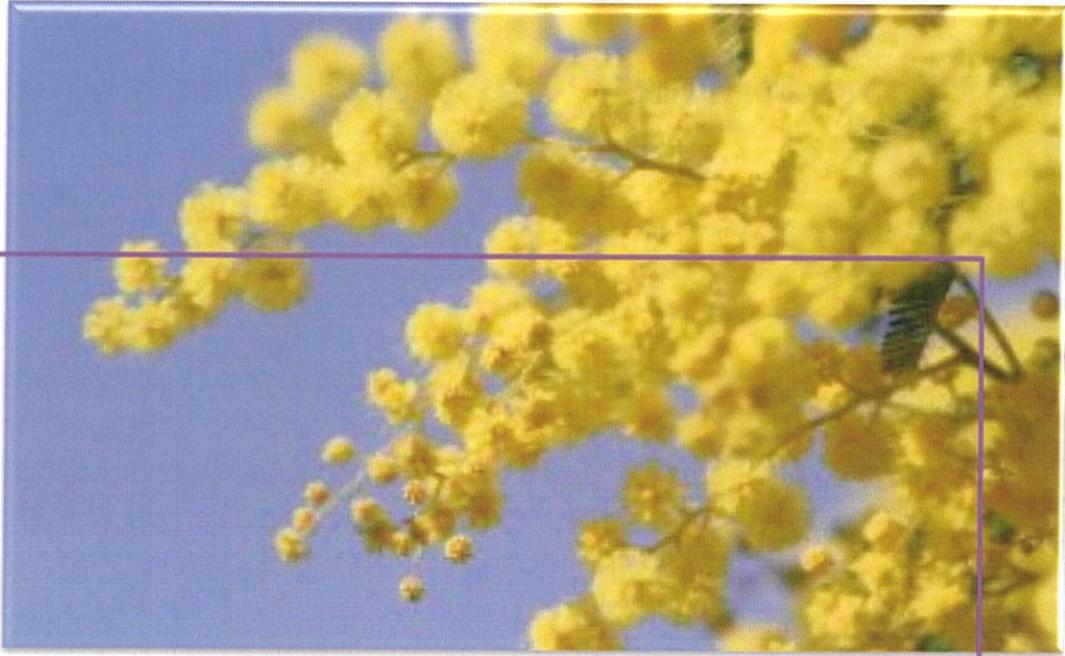
- 救命入門コース（90分）の確立
各校、応急手当普及員、救命救急士のサポート有
 - 実施時期 随時
 - 場 所 各学校
 - 講 師 担任、保健体育科教員及び応急手当普及員
 - そ の 他 消防署から随時、指導方法等のご指導をいただく。
-
- ステップアップ救命講習
指導者は応急手当普及員再講習

「子どもがまなぶ」ことについて

授業や全校集会等で学んだ応急手当技術を、子どもたちが家に帰って家族に話すことで、その家族への波及効果が期待できます。

家族の前で、学んだ技術を披露する、
家族と「命の大切さ」について語りあう機会を設けるなど、授業だけで終わらせない工夫も必要です。

文部科学省の新学習指導要領で示された「生きる力」を育むという理念のもとに、『自分にもできることがある』という自信と、いざという時に一歩踏み出す勇気を持てるよう取り組むことが大切です。



- うごく -

もし事故がおきてしまったら…

学校という集団の中では、誰が、いつ、どのように倒れ、誰が第一発見者になるのか予測が付きません。

もちろん、家庭や外出先など、どのような場所で事故や傷病者の発生に立ち会うかもわかりません。

目をそむけたかったり、逃げ出したくなったり、立ちすくんでしまうこともあるかもしれません。

「うごく」こと・・・それは、一番勇気が必要なことでもあります。

しかし、その場所に居合わせるすべての人が、日頃から「備えて」「学んだ」ことをもとに、傍観者になることなく、一步踏み出す勇気を持つよう心がけておく必要があります。



事故発生から救急要請まで

緊急案件 発生 !!

人を集める

- ・ 応援者は一人でも多いほうが良い。
- ・ 通報、情報、機材、応援の依頼

情報を集める

- ・ 事故の起きた状況の聞き取り、記録
- ・ 配慮を要する児童生徒か

機材を集める

- ・ AED
- ・ パッケージ化機材
- ・ 担架
- ・ 携帯電話 等

傷病者・第一発見者はその場から動かさない!動かない!

119番通報!

固定電話から

- ① 「口頭指導に対する記録用紙」及び「個別対応シート」「保健調査票」に沿って必要事項を伝える。
- ② 現場から離れている or 詳細が不明な場合は、一旦電話を切り、携帯電話を持って現場から第2報を行う。

携帯電話から

- ① 「口頭指導に対する記録用紙」及び「個別対応シート」「保健調査票」に沿って必要事項を伝える。
- ② 消防署の口頭指導を声に出して、周囲の人に伝え、応援を仰ぐ。

記録と事実確認の大切さ

重大事故が起きた場合に求められることとして、「記録」と「事実確認」があります。

そして、この2つが正確に行われ、事故の当事者に伝えられることや、関係者全員が同じ情報を共有できることが、その後の対応を左右するといっても過言ではありません。

事故にあった子どもの保護者は

『あの時何があったのか、本当のことを知りたい。』とおっしゃいます。

保護者は、事故のとき何があったのかしっかりと検証し、足りない点があったのなら、それを自覚したうえで謝罪して欲しいと考えています。

しかし、説明が二転三転したり、周りから入ってくる情報と違いがあったりすることで、保護者は混乱し、何が正しいのかが分からなくなってしまい、不信感を抱くきっかけにつながります。

同じように、説明する学校側も、全体像をしっかりと整理せずに対応すると、窓口になる担当者が保護者と対立してしまうことになりかねません。

全ての関係者が情報をすばやく共有できるように、情報を集約し事故の全体像を把握することが、何よりも求められています。

『記憶』を固定し 『記録』にまとめる

行田市教育委員会では、重大事故が発生した場合は3日以内に教育委員会の聞き取り調査を行います。

ここでは、それまでに必要な情報の集め方やまとめ方を

事故が起きてしまったら 一事実認定の手法一

- ① 全職員（管理職も含む）が、その日自分が体験した出来事（出勤から事故発生まで）を、それぞれ誰とも内容を相談せずに個別の用紙に書き出す。
- ② ①に続いて、その日の学校での生徒の様子や、1週間ほどさかのぼってその生徒について感じたりしたこと、他の生徒から聞いたりしたことを書き出す。
- ③ それから、①②の記録をもとに全員でそれをつき合わせていく会議を行い、ひとつの記録にまとめる。

「事実認定」において注意すること

● 事故発生後、すぐに集まって会議をしない！

⇒ 先に事実認定作業を行い、それから会議を行う

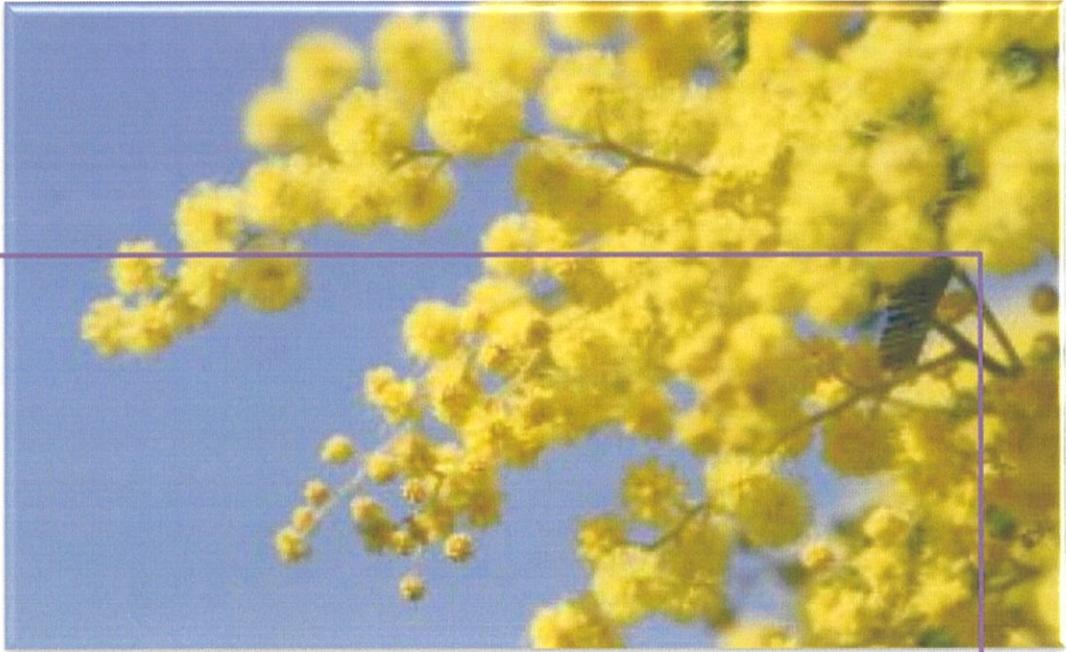
話し合いをする際に、声の大きい人、リーダーシップをとっている人、よく話す人が客観的事実と違う勘違いをされていて、先に発言してしまうと、その発言に影響されて経緯がまとめられてしまいがちです。

● 都合の悪い情報でも隠ぺいしない！

⇒ 隠ぺいしたいと思う情報ほど、表に出てしまう

第三者が関係する場合や、公に出したくない情報があると、事故の当事者に伝えるのを止めてしまいがちです。

あとから客観的事実と違っていたことが明らかになると、外から見れば『口裏合わせ、隠ぺいをしている』と見えてしまい、不要な軋れきを生むことにつながります。



- おもう -

もし重大事故がおきてしまったら…

どんなに気をつけていても、事故が起きるのを完全に防ぐことは困難です。特に、「学校」という集団生活の中では、程度の大小に関わらず、日々さまざまな事故が発生します。

もちろん、事故を予防することは大切ですが、“事故は起こるものである”ということを前提にしないと、安全管理は行えません。

また、不幸にして事故が起きてしまった場合、直後から事故に対してどのように向き合い対応するかが、その後に大きな影響を与えます。

重大事故が起きた時、保護者はどのように考え、何を求めるのか。
その心の痛みや苦しみにどのように向かい合うべきなのか。

この事故から学ばなくてはいけないこと、それは、まず事実を正直に伝えることです。私たちには、すべてを隠さず明らかにする責任があります。

そして、もう一つ、大切なことは「ひとを想う気持ち」です。しかし、気持ちというものは、表に出さなくては、相手に伝わりません。

「事実」も「気持ち」も正直に言葉にすることが重要です。

終わりに

事故は、いつ起こるか分かりません。事故が起これば、その場に居合わせた者は、一刻を争う対応が必要です。

しかし、誰もが冷静に判断し、行動できるかは、その場、その時になってみないと分かりません。もしかしたらパニックになってしまうかも知れません。

パニックにならず、冷静に、適切な対応をとるためにも、行動マニュアルが必要ですが、それを熟知していなければ意味がありません。

保護者からお預かりした大事な子供たちを守るためにも、行田市の教職員一人一人が、この「ぎょうだ Action Plan」を熟知し、誰もが落ち着いて、迅速に対応がとれることを深く願います。

私たち教育に関わる者の責務は、大事な子供たちを「預かり、守り、教える」というものであることを、もう一度、再確認しましょう。

平成30年4月

